

霧島市条例第 21 号
令和 4 年 6 月 17 日

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の霧島市立陵南中学校の項中「霧島市溝辺町麓 1680 番地」を「霧島市溝辺町麓二丁目 24 番地」に改める。

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 277 号）の一部を次のように改正する。

別表玉利団地の部位置の欄中「霧島市溝辺町麓 1172 番地 1」を「霧島市溝辺町麓五丁目 103 番地」に改める。

(霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

別表中「溝辺町麓（房山を除く。）」の次に「、溝辺町麓一丁目、溝辺町麓二丁目、溝辺町麓三丁目、溝辺町麓四丁目、溝辺町麓五丁目、溝辺町麓六丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。